

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県病院事業財務規則の一部を改正する規則

(医療整備課)

ページ
一

岐阜県立病院看護職員就職準備資金貸付規則の一部を改正する規則

(同)

()

一

岐阜県立病院使用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

(同)

()

二

告示

県立病院で使用する病院事業開設者印に関する告示の一部改正

(同)

()

二

訓令

岐阜県立病院処務規程の一部を改正する訓令

(同)

()

三

規則

号外(四) 平成二十年三月三十一日

岐阜県病院事業財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第七号

岐阜県病院事業財務規則の一部を改正する規則

岐阜県病院事業財務規則(昭和三十七年岐阜県規則第四十七号)の一部を次のように改正する。

別記第十五号様式の二丙中「における公定歩合」を「における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率」及び「当該公定歩合」を「当該商業手形の基準割引率」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県立病院看護職員就職準備資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第八号

岐阜県立病院看護職員就職準備資金貸付規則の一部を改正する規則

岐阜県立病院看護職員就職準備資金貸付規則(昭和四十九年岐阜県規則第四百十五号)

の一部を次のように改正する。
第四条中「五十万円」を「五十万円以内」に改める。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

岐阜県立病院使用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第九号

岐阜県立病院使用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県立病院使用料徴収条例施行規則（平成三年岐阜県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。
第二条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、県が国、地方公共団体、社会保険団体等と診療契約を締結したとき又は健康診断等の費用に係る契約を締結したときは、当該契約により算定した額とする。

別表中診療料の項を削り、同表予防接種料の項中「平成十八年厚生労働省告示第九十二号」を「平成二十年厚生労働省告示第五十九号」に、「注射料」を「投薬料又は注射料」に改め、「得た額」の下に「ただし、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）に定めのない薬剤を使用した場合は、使用薬剤の購入価格を薬価とみなす。」を加え、同項の次に次のように加える。

健康診断料	一回につき	算定方法により算定した初診料又は再診料、検査料、画像診断料及び病理診断料を合算した額（課税となる場合は、その額に一・〇五を乗じて得た額）
-------	-------	--

別表分べん料の項中「八五、〇〇〇円」を「二二〇、〇〇〇円」に、「四二、五〇〇円」を「六〇、〇〇〇円」に、「九五、〇〇〇円」を「一三〇、〇〇〇円」に、「四七

五〇〇円」を「六五、〇〇〇円」に、「一〇五、〇〇〇円」を「一五五、〇〇〇円」に、「五二、五〇〇円」を「七七、五〇〇円」に改め、同項の次に次のように加える。

新生児管理料	一日につき	七、五一〇円
--------	-------	--------

別表新生児介補料の項及び新生児室使用料の項を削り、同表メタボリック症候群チェックコースの項中「メタボリック症候群チェックコース」を「メタボリック症候群チェック料」に改め、同表セカンドオピニオン外来相談料の項の次に次のように加える。

生命保険等医師面談料	一件につき	五、二五〇円
乳房マッサー	一回につき	二、〇〇〇円（課税となる場合は、その額に一・〇五を乗じて得た額）
シ料	一回につき	二、〇〇〇円（課税となる場合は、その額に一・〇五を乗じて得た額）
妊婦等保健指導料	一回につき	二、〇〇〇円（課税となる場合は、その額に一・〇五を乗じて得た額）

別表受託検査料の項中「一検体一回につき」を「一回につき」に、「算定方法に定めるところに準じて算定した額に百分の八十四を乗じて得た額」を「算定方法により算定した検査料、画像診断料及び病理診断料を合算した額（課税となる場合は、その額に一・〇五を乗じて得た額）」に改め、同表人工受精料の項中「人工受精料」を「人工授精料」に改める。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

告示

岐阜県告示第二百五十三号

県立病院で使用する病院事業開設者印に関する告示（平成十二年岐阜県告示第二百八十六号）の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から適用する。

平成二十年三月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

三中「老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）」を「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）」に、「老人保健法施行規則（昭和五十八年厚生省令第二号）」を「高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）」に改める。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第二号

健 康 福 祉 部
県 立 病 院

岐阜県立病院処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

岐 阜 県 知 事 古 田 肇

岐阜県立病院処務規程の一部を改正する訓令

岐阜県立病院処務規程（昭和二十九年岐阜県訓令甲第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「昭和三十年岐阜県規則第二十三号」を「平成元年岐阜県規則第三十八号」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十年三月三十一日から施行する。

平成二十年三月三十一日印刷
平成二十年三月三十一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 飯尾文芸社
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三一
定価 一か年 四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))